特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘料金表

＜　令和6年6月1日 現在 ＞

（1）施設利用料等（1日あたり）

負担割合については、負担割合証でご確認ください。

支払内容			介護報酬額	1割負担	2割負担	3割負担
施設利用料（注）	要介護度1		6,420円	642円	1,284円	1,926円
	要介護度2		7,183円	719円	1,437円	2,155円
	要介護度3		7,978円	798円	1,596円	2,394円
	要介護度4		8,741円	875円	1,749円	2,623円
	要介護度5		9,493円	950円	1,899円	2,848円
日常生活継続支援加算＊1	新規入居者のうち要介護4以上の方が70％以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が65％以上、または入居者総数のうち、たんの吸引等を必要とする方が15％以上いらっしゃる場合で、入居者6人に1名以上の介護福祉士を配置した場合		392円	40円	79円	118円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤看護師1名以上配置した場合		43円	5円	9円	13円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員を基準より1名以上多く配置し、病院等と24時間連絡体制をとっている場合		87円	9円	18円	27円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	基準人数を1名以上超えて配置し、夜間帯を通じて看護職員を配置した場合		174円	18円	35円	53円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専従の機能訓練指導員を配置した場合		130円	13円	26円	39円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた場合（1月あたり）		218円	22円	44円	66円
若年性認知症利用者受入加算			1,308円	131円	262円	393円
精神科医師による療養指導が月2回以上行われた場合			54円	6円	11円	17円
外泊時費用	外泊（入院）をした場合（1月に6日を限度、初日と最終日を除く）		2,681円	269円	537円	805円
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間		327円	33円	66円	99円
療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合（1食あたり）		65円	7円	13円	20円
看取り介護加算（Ⅰ）＊2	終末期として施設でなくなられた場合	（死亡日以前31～45日）	784円	79円	157円	236円
		（死亡日以前4～30日）	1,569円	157円	314円	471円
		（死亡日の前日・前々日）	7,412円	742円	1,483円	2,224円
		（死亡日）	13,952円	1,396円	2,791円	4,186円
看取り介護加算（Ⅱ）＊2	終末期として施設でなくなられた場合	（死亡日以前31～45日）	784円	79円	157円	236円
		（死亡日以前4～30日）	1,569円	157円	314円	471円
		（死亡日の前日・前々日）	8,502円	851円	1,701円	2,551円
		（死亡日）	17,222円	1,723円	3,445円	5,167円

支　　払　　内　　容		介護報酬額	1割負担	2割負担	3割負担
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）＊3	褥瘡リスクの評価をし、リスクがあるとされた場合は褥瘡ケア計画を作成し見直している場合（1月あたり）	32円	4円	7円	10円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）＊3	（Ⅰ）に加えて褥瘡リスクがあるとされた場合に褥瘡の発生がない場合（1月あたり）	141円	15円	29円	43円
排せつ支援加算（Ⅰ）＊4	要介護状態の軽減見込みについて評価し、軽減が見込まれる場合に支援計画を作成している場合（1月あたり）	109円	11円	22円	33円
排せつ支援加算（Ⅱ）＊4	（Ⅰ）に加えて排せつ状態が改善しているまたはおむつ使用がありからなしに改善している場合（1月あたり）	163円	17円	33円	49円
排せつ支援加算（Ⅲ）＊4	（Ⅰ）に加えて排せつ状態が改善しておりかつおむつ使用がありからなしに改善している場合（1月あたり）	218円	22円	44円	66円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）＊5	心身の状況等についてLIFEに提出し、フィードバックの活用をしている場合（1月あたり）	436円	44円	88円	131円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）＊5	心身・疾病の状況等についてLIFEに提出し、フィードバックの活用をしている場合（1月あたり）	545円	55円	109円	164円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者により安全対策が実施されている場合（1回のみ）	218円	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）＊1	介護福祉士を80％以上または勤続10年以上の介護福祉士を35％以上配置した場合	239円	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）＊1	介護福祉士を60％以上配置した場合	196円	20円	40円	59円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）＊1	介護福祉士を50％以上または常勤職員を75％以上または勤続7年以上の職員を30％以上配置した場合	65円	7円	13円	20円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）＊6	所定単位数にサービス別加算率（14．0％）を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額の1割、2割または3割となります。				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）＊6	所定単位数にサービス別加算率（13．6％）を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額の1割、2割または3割となります。				

＊1～＊6：それぞれ、いずれかの加算になります。

＊ 料金は介護報酬額により計算をするため、端数処理の関係で円単位の誤差が生じることがありますので、ご了承ください。

(2)居住費（1日あたり）

従来型個室	多床室（相部屋）
1，171円	855円

(3)食費（1日あたり） 1，445円

＊ 居住費と食費の負担額は、厚生労働省が定めるところにより、世帯の課税状況等に応じて4段階に区分されます。第1段階から第3段階までの方は、申請により減額されます。
なお、預貯金等が一定額以上ある場合や、世帯分離している配偶者に一定以上の所得がある場合など、減額の対象とならない場合があります。

【利用者負担限度額】　（単位：円）（日額）

利用料負担段階	居住費		食　費
	従来型個室	多床室（相部屋）	
第1段階	320円	0円	300円
第2段階	420円	370円	390円
第3段階①	820円	370円	650円
第3段階②	820円	370円	1，360円

＊ 従来型個室入所者に対し多床室の料金を請求する経過措置があります。

【平成17年9月30日以前に従来型個室に入所された方について】
平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所する方

【平成17年10月1日以後に従来型個室に入所された方について】
① 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した方であって、当該個室への入所期間が30日以内の方
② 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した方

＊ 外泊（入院）の場合、1月に6日を限度（外泊等の初日と最終日を除く）に居住費をお支払いいただきます。

＊ 生計困難者に対する利用者負担軽減適用時、確認書記載内容に応じた軽減が受けられます。

＊ 自己負担が一定額を超えたときは、高額介護サービス費として後日払い戻しが受けられます。
口座振替（自動払込）の方は、通帳のコピーが必要です。納入通知書の方は、銀行又は郵便局でお支払の際発行される領収証書を保管下さい。

所得区分	限度額（月額）
課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上世帯の方	140，100円
課税所得約380万円（年収約770万円）以上～ 課税所得約690万円（年収約1,160万円）未満世帯の方	93，000円
課税所得約145万円（年収約383万円）以上～ 課税所得約380万円（年収約770万円）未満世帯の方	44，400円
住民税課税世帯の方	44，400円
利用者負担第3段階①・第3段階②世帯の方	24，600円
利用者負担第2段階の方	15，000円
利用者負担第1段階の方	15，000円

(4)その他の料金(介護保険外)

支　　払　　内　　容	単　　位	料　　金
預かり金管理・支払代行料	1　日	150円
テレビ持ち込み料	1か月	500円
理美容、インフルエンザ予防接種、利用者希望による日用品(ご本人専用の歯ブラシ、ティッシュ等)及び衣類、利用者の嗜好等にかかる経費、私物のクリーニング、教養娯楽費、外出付き添い	利用ごと	実　費